○総務省告示第百五十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十四条の二の規定に基づき、昭和五十八年自治省告示第五十九号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「千分の三十・七」を「千分の二十七・九」に改める。

○総務省告示第百五十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「千分の三十六・五」を「千分の三十六・一」に改める。

○総務省告示第百五十五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「千分の三十六・五」を「千分の三十六・一」に改める。

○総務省告示第百五十六号

平成二十三年総務省告示第四百三号（租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件）、平成二十三年総務省告示第四百四号（地方税法施行規則附則第六条第五十四項に規定する総務大臣が別に定める施設及び総務大臣が別に定める地域又は区域を定める件）及び平成二十三年総務省告示第四百五号（地方税法施行令附則第十一条第四十項の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

○総務省告示第百五十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

本則の表中「一・二五」を「一・二四」に、「一・〇七」を「一・〇六」に、「一・〇三」を「一・〇二」に、「一・〇一」を「一・〇〇」に改め、同表に次のように加える。

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百五十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

本則の表中「一・二五」を「一・二四」に、「一・〇七」を「一・〇六」に、「一・〇三」を「一・〇二」に、「一・〇一」を「一・〇〇」に改め、同表に次のように加える。

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百五十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、五〇三円	一二、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一二、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一三〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四一円	二一、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	二四、四五五円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一一円	二三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三円	一九、八一六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九三五円